

クリーンセンター多摩川へ持込みができない品目

●長さ基準

[不燃ごみ]: 1辺の長さが50cm以上

[可燃ごみ]: 木材は、太さ10cm×1辺の長さ80cm以上

剪定樹木は、1束直径30cm以内×長さ80cm以上、1本あたりの太さ10cm以上

[粗大ごみ]: 長さ180cm×幅130cm×高さ90cm以上

<有害物>

乾電池・充電式電池・リチウムイオンバッテリー、スプレー缶、カセットボンベ、蛍光灯

水銀体温計等水銀を含んでいる製品

電気シェーバーなど充電式電池を取り外せない小型電子機器

揮発油、農薬、劇薬、薬品類、フロンまたは代替フロンが含まれる家電や物品、

アスベストが含まれる物品など

<法律で定められているもの>

・家電リサイクル対象5品目(例: エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)

・自動車リサイクル対象品目(例: タイヤ、バッテリー、自動車部品)

・建設リサイクル対象品目(家屋の解体・新築などに伴うごみ)

例: 土砂、コンクリート、ブロック、レンガ、タイル、石類など

<爆発や火災の危険があるごみ>

例: 消火器、ガスボンベ、塗料、シンナー、灯油、オイル、ガソリン、

花火・マッチ(水にぬらしていないもの)など

<破砕処理が困難なごみ>

例: スプリング入りマットレス、耐火性金庫、ドラム缶、鉄骨、鉄塊(鉄アレイ)、ボーリングの玉、

珪藻土製品、ピアノ、長さ80cm以上の繊維・ビニール・ゴム製ロープ・シート及びホース類、

オートバイ(原動機付自動車含む)など

<感染性のあるごみ>

例: 注射針など鋭利な医療用廃棄物

<産業廃棄物と認められるもの>

・事業活動に伴うごみ(事務所・販売店・商店・工場などから出る廃棄物処理法に規定されたごみ)